

東京都立大学 法科大学院

2025年度入学者選抜試験問題 出題趣旨（2年履修課程）

## 憲法

憲法 20 条についての違憲審査の論じ方をみる。素材はほぼオウム真理教解散命令事件(最判(決)H8・1・30)であり、基本判例であるので知っておいてほしいというのが希望であるが、単に知識としてでなく、それを憲法の人権侵害に対する訴えとして立論できるかを見る。制定法の核となる意味をくみ取れること、それが世俗的側面であることを抑える。ただそれだけでなく、信教の自由への制約にある面まで配慮でき、それについて違憲審査論まで論じられるか、平素から地に足がついた憲法学習ができているかを見る。安易な論証パターンに走るのではなく、法学部卒の既修者としてのレベルに達しているか、判例や事案に即した素直な学習ができているかを見る。

## 民法

### 1 設問1について

抵当権が非占有担保権であることと、本件供託金還付請求権（賃料債権）への物上代位を肯定することとの関係を理解した上で、条文を示しながら適切に表現ができるかを問う問題である。本件事実の下で、Eの主張の当否について、論理的に表現することができることが求められている。抵当権の賃料債権への物上代位に関する最判平成元年10月27日民集43巻9号1070頁（民法判例百選I[第9版]83事件）が参考となる。

### 2 設問2について

抵当権者による賃料債権への物上代位と、抵当不動産の賃借人の相殺との優劣について、どのような基準で決定すべきかについて、問題点を分析した上で、適切に表現ができるかを問う問題である。本件事実の下で、Fの主張の当否について、論理的に表現することができることが求められている。抵当権の物上代位と相殺との優劣に関する最判平成13年3月13日民集55巻2号363頁（民法判例百選I[第9版]85事件）が参考となるが、最判平成13年判決が示した判断枠組みに縛られるものではない。

## 刑法

1. 刑法総論、各論の基本的な論点についての理解を確認し、論理的な思考力及び的確かつ説得的な文章表現力を問う問題である。

2. 具体的な設問の出題趣旨は以下の通りである。

(1) 事例は、共犯関係や誤想防衛が問題となるものであり、最判昭和25年7月11日(刑集4巻7号1261頁)、最決昭和54年4月13日(刑集33巻3号179頁)、広島高判昭和35年6月9日(高刑集13巻5号399頁)、最決昭和62年3月26日(刑集41巻2号182頁)等が参考となる。

(2) 設問1は、強盗致傷罪の成否や共犯の成否に関し、各構成要件解釈や共犯と錯誤を判断するにあたって適切な規範を示し、具体的事実を踏まえたあてはめができるかを問うものである。

(3) 設問2は、急迫不正の侵害を誤信した甲が刑事責任を負わないという立場から、具体的には誤想防衛の成立について適切に説明できるかを問うものである。

## 商法

特別の利害関係を有する者の議決権行使について、条文を挙げながら、株主総会と取締役会を比較することを問うものである。株主総会では、特別の利害関係を有する株主は議決権を行使することができるが、当該株主が議決権を行使したことにより著しく不当な決議がされた場合は株主総会決議の取消事由となるのに対し（会社 831 条 1 項 3 号）、取締役会では、特別の利害関係を有する取締役は議決に加わることができない（会社 369 条 2 項）。答案では、このような違いが生じる理由や、関連する重要判例（最判昭和 44 年 3 月 28 日民集 23 卷 3 号 645 頁〔百選 63〕（解職の対象となった代表取締役は特別の利害関係を有する者にあたりとされた事例））などについて言及しながら、株主総会と取締役会を比較することが求められる。

## 民事訴訟法

数量的一部請求の前訴判決確定後、残部請求の後訴提起が許されるか、につき、判例（最高裁昭和37年8月10日判決・民集16巻8号1720頁、最高裁平成10年6月12日・民集52巻4号1127頁など）の理論構成やその背後にある実質的考慮の基本的理解と、それを前提とした思考力・表現力を問う問題である。

具体的には、数量的一部請求訴訟自体の許容性を前提に、問題文中①との関係では、前訴で一部請求の明示があれば既判力の客観的範囲（訴訟物の範囲）が当該一部請求部分に限定されるため、後訴を許容しうることや、その結論は再度の応訴負担回避のため被告がとりうる手段等からも正当化できること、等の理解が必要となる。問題文中②との関係では、前訴で一部請求の明示があっても、請求棄却判決確定後の後訴提起は信義則上許されない、とする判例理論を指摘すべきである。本問では、これらの事項について、適切に理由づけを行い説得的に説明することを求めた。

## 刑事訴訟法

自白の証明力に関する極めて基本的かつ重要な原則である補強法則に関する理解を試すものである。

補強法則を巡る問題は幾つかあるが、そのうちの、補強証拠を要する事実の範囲に関する理解を試した。この問題に関する基本判例としては、最判昭和42年12月21日刑集21巻10号1476頁（補強証拠が必要であると判断）や、旧刑事訴訟法下での最判昭和24年7月19日刑集3巻8号1348頁（補強証拠は不要であると判断）などがある。

副次的には、補強法則が自白の証明力に関するルールであることから、「証明力」についての理解を、また、補強法則が「自由心証主義の唯一の例外」といわれていることから、「自由心証主義」（刑事訴訟法318条）についての理解を試す問題ともいえる。

以 上